

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)

令和7年2月20日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの	1件
-----------------	----

厚生年金保険関係	1件
----------	----

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第2400416号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第2400080号

第1 結論

請求期間①について、請求者のA社(現在は、B社)における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間②について、請求者のC社(現在は、B社)における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成6年4月1日から平成10年5月9日まで
② 平成14年4月1日から平成15年5月9日まで

厚生年金保険の被保険者記録では、平成6年4月1日にA社において厚生年金保険の被保険者資格を喪失しているが、同日から平成16年3月頃まで同社に継続して勤務していた。このうち厚生年金保険被保険者資格の適用除外の期間を除く請求期間①においてはパートタイマーとして、請求期間②においてはアルバイト従業員として通常の労働者の4分の3以上の時間勤務していたので、それぞれの期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 判断の理由

1 請求期間①について、請求者に係る雇用保険の加入記録及び請求者を記憶している同僚の回答から、請求者が請求期間①においてA社に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、B社は、請求者の勤務は確認できない旨陳述していることから、請求者が厚生年金保険の被保険者となる要件を満たしていたか不明である。

また、請求期間当時、A社において社会保険事務を担当していた者は、請求者の被保険者資格喪失の時期及び年齢から、請求者は平成6年4月1日に労働契約が変更になったため労働時間が減少し、厚生年金保険の加入の条件を満たさず、同社が資格喪失の手続をしたと考えられ、このような手続は当時各店舗で行われていた旨回答しているところ、オンライン記録によると請求者は請求期間①のうち平成6年8月1日から平成9年4月1日までの期間において配偶者の被扶養者となっていることが確認できる上、同年4月1日から平成10年5月9日までの期間は、D市の回答から国民健康保険に加入していたことが確認できることから、請求期間①において厚生年金保険の被保険者であったとは考え難い。

なお、請求者に係る雇用保険の加入記録は、平成6年3月31日を離職日として一般被保険者の資格を喪失し、同年4月1日にあらためて短時間被保険者として加入し、平成10年5月15日に離職した記録となっている。

さらに、B社は、請求者の給与からの厚生年金保険料の控除等について、資料がなく不明の旨陳述しており、請求者も給与明細書等の資料を保管していないことから請求者の請求期間①における給与からの厚生年金保険料の控除について確認することができない。

- 2 請求期間②について、B社は、請求期間当時の資料が保存されておらず、請求者のC社における勤務は確認できない旨回答している上、前述の同僚も請求期間②は自身が退職した後の期間であり、請求者の勤務について不明である旨回答していることから請求者の請求期間②に係る勤務を確認することはできない。

また、前述の社会保険事務担当者は、C社では、アルバイト従業員について、厚生年金保険に加入させていなかった旨回答しているところ、請求者は請求期間①から引き続き請求期間②において国民健康保険に加入していることが確認できる。

さらに、B社は、請求者の給与からの厚生年金保険料の控除について、資料がなく不明の旨陳述しており、請求者も給与明細書等の資料を保管していないことから請求者の請求期間②における給与からの厚生年金保険料の控除について確認することができない。

- 3 このほか、請求者の請求期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。